

会 議 録 (要旨版)

会議の名称	令和2年度 第2回東村山市使用料等審議会				
開催日時	令和2年10月16日(金) 午後6時30分～8時30分				
開催場所	東村山市役所いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出席者及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 鈴木委員(会長)、吉井委員(職務代理)、小山委員、谷委員、長谷川委員 増田委員、松村委員、森委員</p> <p>(市) 渡部市長、野崎副市長</p> <p>(所管) 杉山資産マネジメント課長</p> <p>(事務局) 間野経営政策部長、河村経営政策部次長 笠原企画政策課長、長谷川企画政策課課長補佐、櫻井企画政策課主査 中田企画政策課主任</p> <p>●欠席者：なし</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	1名
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委嘱状交付</li> <li>2 委員の紹介</li> <li>3 開会</li> <li>4 会長の互選、会長職務代理の指名</li> <li>5 傍聴に関する定め及び会議の公開</li> <li>6 市長挨拶</li> <li>7 前回会議録(要旨)確認</li> <li>8 審議             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「使用料・手数料の基本方針(改訂版)」の見直しについて</li> </ul> </li> <li>9 その他</li> <li>10 閉会</li> </ol>				
問い合わせ先	東村山市使用料等審議会事務局 (東村山市経営政策部企画政策課) 住所：〒189-8501 東村山市本町1-2-3      電話：042-393-5111(内線2212・2213)				
会 議 経 過					
<p><b>1 委嘱状交付</b></p> <p><b>2 委員の紹介</b></p> <p><b>3 開会</b></p> <p><b>4 会長の互選、会長職務代理の指名</b> ○会長に鈴木委員、職務代理に吉井委員が選出された。</p> <p><b>5 傍聴に関する定め及び会議の公開</b> ○現行の傍聴に関する定め(傍聴人の定員)第2条に「ただし、10名を超える傍聴が可能と会長が認め</p>					

るときは、この限りでない。」の一文を加えて適用すること、審議会及び会議録の公開、傍聴者への会議資料の配付・持ち帰り許可、会議録の発言者名表記不可（会長・委員表記）、市ホームページに公開する委員名簿（性別欄なし）が決定された。

## 6 市長挨拶

### 【市長】

・本日はお忙しい中、またコロナ禍という中であるにも関わらず、今年度第2回目の東村山市使用料等審議会に出席いただき感謝申し上げます。

・前任期中に、本日の議題である「使用料・手数料の基本方針の見直し」について諮問させていただいた。これには、新地方公会計制度への対応ということと、当市の公共施設が概ね老朽化しているという状況の変化を勘案して、今後の使用料・手数料の改定のあり方について、どのような内容、あるいはルールにするのかについて、かなり掘り下げて議論いただくということにさせていただいた。前回の7月の審議会では、コロナ禍にも関わらず、熱心にご討議いただいたと報告を受けている。

・市では市議会9月定例会が開催され、令和3年度からの10年間にわたる市のまちづくりの基本的な方向性を定めた第5次総合計画基本構想をご審議いただき、ご可決いただいた。その中でも人口減少、あるいはインフラを含めた公共施設の老朽化問題が大きな課題であり、これからの市政にとって大きな比重を占めることから、こうしたことを解決しながら着実に進めていくことを主眼として、市の持続可能性を高めることを基本方針とさせていただいた。国際的な潮流である、国連で採択されたSDGsと理念を共有していることから、「わたしたちのSDGs」という副題で基本構想をとりまとめた。10年後目指す将来都市像としては、「みどり にぎわい いろどり豊かに笑顔つながる 東村山」と定めた。現在の第4次総合計画の将来都市像が、「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」であるが、「笑顔あふれる」状況が、空間的にも時間的にもずっとつながっていくということで、持続可能性を高めるという意味合いを込めた。

・来年度からこの構想に基づいて、着実にまちづくりを進めていかなければならないということで、現在この構想に基づいた基本計画と、実施計画の策定を鋭意進めている。折に触れて市報等でも報告させていただき、市民の皆さま、市内の事業者さまと連携しながらまちづくりを進めていきたいと思っている。使用料等審議会の先生方にもご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

・議会では、昨年度決算のご審議とご承認をいただいた。決算審議にあたり、議員からは、新地方公会計制度に基づいた、より精緻な資料作成等についてご意見・ご要望をいただいた。施設単位、あるいは事業単位でフルコストがわかるような資料を議会に出すようにという要請であった。私どもとしても、できるだけ事務負担が増えないかたちでお出ししたいと考えている。特に使用料等の改定がある場合については、その対象となる施設の新地方公会計制度に基づく詳細な資料をある程度整理して、議会の方に報告させていただかなければならないと考えている。今般の使用料・手数料の基本方針の見直しについて、掘り下げたご議論をいただき、市民の皆さまにもご理解いただけるようなかたちで集約いただけるとありがたい。

・来年度にかけて十分な審議を経たうえで、新たな使用料・手数料の基本方針に基づく全体見直しを行いたいので、限られた時間ではあるが、精力的なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

## 7 前回会議録（要旨）確認

○発言者名を会長・委員表記にした上で、HP及び情報コーナー等で公開することが決定された。

## 8 審議

○事務局より「現行の改定基準の再評価」及び「使用料について、算定結果以外の状況も加味することの明文化」について説明を行った。【配付資料 4 P1～13】

### 【委員】

・明文化はしていただいて良いと思うが、今の事務局案では「算定結果以外の状況を加味する」ということがどのような考えに基づくものであるのかが、明らかになっていないように感じる。たとえば、近隣自治体との均衡ということだが、当市としては横並びを是とするのか、あるいは全国の自治体が差別化・生き残りを図ろうとしている中で、差別化を是とするのかということも明らかではないし、民間類似サービスとの料金比較についても、どうするのが妥当であるという考えなのかが明らかではない。単なる金額比較だけで均衡理由とするのは違和感がある。

### 【事務局】

・手数料についてはこれまでも、区市町村で行う事務の共通性から、他市との均衡を明文化していた。しかし、使用料についてはこういった文言が明文化されていないことから、施設毎の事情を判断するうえで、民間の類似サービスとの料金比較や施設の老朽度合い、立地条件などを含めた、算定結果以外の状況を加味することが必要ではないかと考えて、明文化の案を出させていただいた。

・民業圧迫とならないような配慮というのが、明文化する説明になっているのかということもあるが、当然、公共施設を維持するためにはかなりのコストがかかっていることから、民間企業のようにコスト回収を目指していくのであれば、そのコストを含めた改定額にしなければいけない。ただ、公共という立場上そこまでは踏み込めない現状もあるし、公共として担う役割があるとも認識している。そうした中、社会情勢も変わっていることから、民間で担っていただけるサービスがあるのなら、民間に担っていただくという考え方もある。いきなりすべての集会施設等を、民間事業者で提供しているコワーキングスペースに切り替えるというのは現実的には難しいと思うが、前回の議論の中でも、コロナ禍においては集会施設の役割も変わってくるのではないかとということがあった。これまでの市のスタンスは、市民の皆さまに集会施設に集まって使っただけ、コミュニティを形成していただくということであった。しかし、人が集まるコミュニティが難しくなっているコロナ禍においては、より一層集会施設等に関しては役割が変わってきていると認識しているので、3年に1度の全体見直しの際には、その点についてもご説明したうえで、最終的な判断をしていきたいと考えている。そうした意味でも、この事務局案の文言では説明になっていないのではないかとのご意見もその通りであると認識しているが、市としてはまずはこうしたかたちで明文化することで、わかりやすさを基本方針の中にきちんと反映したいと考えている。

### 【委員】

・明文化することのデメリットもあると思う。たとえば、「最終的に近隣自治体との料金比較や民間の類似サービスの料金等、諸々の条件を考慮して額を決定します。」という文言だけを基本方針に明文化するのが事務局案であるが、端的な例で申し上げれば、市役所の駐車場である。近隣5市で言えば、東久留米市役所、西東京市役所、小平市役所は有料で、東村山市、清瀬市は今現在無料である。この文言を明示することによって、近隣自治体との料金比較ということになると、東村山市も有料化するという意味合いもあるという主張にならないかと懸念する。たしかに、明文化すること自体は、市民のかたに考え方を理解していただくうえで必要だろうと思うが、もう

少し正確に伝わるように考えていただけると良い。

**【事務局】**

・当市ではまだ無料のサービスも近隣市では有料ということがある。市役所駐車場の有料化についても、今後そうした点も含めて検討課題の俎上には載るものと認識している。ただ、近隣自治体との比較考慮というのは、バランスという点では一定の参考値にはなると考えているし、統一基準による財務書類のメリットとしては、基本的に近隣自治体と同じ考え方、同じ指標で比較ができるということがあることから、近隣自治体あるいは人口規模、財政規模が近い団体との比較というのは、一定の判断基準になるものと考えている。

**【会長】**

・「現行の改定基準の再評価」及び「使用料について、算定結果以外の状況も加味することの明文化」の2点について決めていく。

・まず、「現行の改定基準の再評価」であるが、料金改定にあたり、算定額と現行料金の差額金額を基準に、100円以上の乖離があった場合としている改定基準を、概ね10%以上の乖離があった場合というように基本方針に明文化するよう見直すことについて、特にご異議がなければその方向で審議を進めていきたいと思うが、よろしいか？

**【全委員】**

(賛成)

**【会長】**

・「料金改定にあたっては、算定した額と現行料金との差額金額を基準に、概ね10%以上の乖離が生じているかを一つの目安とし、改定額は100円単位とする」と基本方針に明文化することとする。

・次に、「使用料について、算定結果以外の状況も加味することの明文化」についてである。先ほどもすでにご意見をいただき、文言についてはさらに検討をするということだが、基本方針に明文化するという方向で審議を進めていきたいと思うが、よろしいか？

**【全委員】**

(賛成)

**【会長】**

・それでは、「最終的に近隣自治体との料金比較や民間の類似サービスの料金等、諸々の条件を考慮して額を決定する」の内容が正確に伝わるような文言を検討したうえで、基本方針に明文化することとする。

・それでは次に、激変緩和措置の検討について、事務局より説明をお願いします。

○事務局より、「激変緩和措置の検討」について説明を行った。【配付資料4 P14～19】

**【委員】**

・事務局案 2 は 5 つの区分であるが、事務局の言うように、5 つだと非常に煩雑で、最終的には私も事務局案 1 で良いと思う。それを検証する意味で、大雑把な数値で良いのでお聞きしたいが、激変緩和措置パターン別改定額比較表にある現行料金を事務局案 2 の 5 区分に当てはめると、それぞれ割合はどれぐらいになるのか。恐らく 50 円未満という料金区分はそんなに多くないと思うが、10,000 円以上という料金区分もかなり割合が低いのかと思う。それを確認することで、事務局案 1 に集約できるのではないかと思った。

#### 【事務局】

・(激変緩和措置パターン別改定額比較表には載っていない使用料徴収施設を含めた場合の) 詳細な割合については手元に資料がなくてお答えできないが、少額区分に関しては、100 円未満はマルチメディア工房の 20 円区分だけであると認識している。逆に高額区分に関しては、貸し部屋業務で高い金額でも 3 千円台だと思う。数万円単位というものに関しては、工場アパートのみになると考えている。基本的には、激変緩和措置に関しても、少額部分と高額部分の影響については事務局案 1 と 2 の結果が同じであった。単年度のシミュレーション結果ということもあるが、今後、工場アパートのように高額の使用料を設定しているものに関しては、将来的に減価償却の状況によっては、事務局案 1 と 2 で乖離が出てくることもあると認識している。ただ、全体としては、数百円から三千円台後半の料金区分のものが大部分であると考えている。

#### 【委員】

・工場アパートだが、資料 5 の P20 と P21 の違いは何であるか。  
・今説明のあったことを私も懸念しており、特に工場アパートのように 1 万円を超えるような高額区分は、減価償却が進むと、事務局案 1 と 2 の乖離幅が顕著になるのではないかと思う。  
・結論として、事務局案 1 で構わないと思うが、1 万円以上の区分については、1.1 倍の激変緩和措置を設定しておいた方が平準化されて良いのではないかという気がしている。たとえば、室料は高くてもだいたい数千円である。そうすると、下の方はそんなに乖離幅が出てこない気がする。これが 1 万円以上の高額区分になると、額的に懸念がある。  
・たとえば今回の資料 P20、21 のような工場アパートでは、現行料金と改定額の差額がマイナスになっている。現行料金が高すぎるという意味合いだとは思いますが、こうなったときの料金改定は、本当にすぐにするのかどうか、減額改定の流れを確認したい。

#### 【事務局】

・工場アパートのような高額区分に関しては、上限 1.1 倍の設定を残すということであるが、現行料金と改定額の乖離に大きく影響しているのは、減価償却の考え方を固定資産台帳の数値に置き換えたことによるものであると考えている。ただ、工場アパートに関しては利用者が限定されており、入居にあたっては、市の工場アパートという施策をご理解の上でご入居いただいていると考えている。また、現状 1 万円以上の料金区分は工場アパートのみということから、我々としては事務局案 1 の 1.5 倍でご説明できる範囲であると認識している。  
・1 万円以上の区分に上限 1.1 倍の設定を残すというご意見を参考とさせていただきながら、今後、全体見直しの際には、新地方公会計制度に基づく統一基準による 3 年分の財務書類を基にした資料をお示しさせていただくが、その時に工場アパートも数字も変わってくると思うので、その時にあらためてご回答させていただきたいと思うが、現状はかなり限定された対象となることから、我々としては事務局案 1 とさせていただければと考えている。  
・仮に減額改定となった場合、すぐに反映できるのかということだが、全体見直しの結果、審議

会より、減額改定が望ましいという答申をいただいた場合は、使用料・手数料の金額については条例で定めていることから、所管課で条例改正の作業に入らせていただき、パブリックコメント等を実施する場合もある。使用料等審議会が減額改定が望ましいという答申をいただいてから、早くても半年以上経った時点、たとえば翌年度の4月1日改正に向けて条例等を整備し、議会でご可決いただいた上での改定となることから、答申をいただいてから1か月後、2か月後にすぐ減額改定になるという流れではないと認識している。

#### 【委員】

・工場アパートが十何万ということで、統計学でいうと外れ値である。これも一括りにしてしまうのはいささか乱暴な気がするので、もし可能であれば、工場アパートは額も大きく使用形態も他の公共施設とは異なるので、別扱いにした方が良く思うし、もしそうでなければ、1万円以上という枠の中におさめてもいいのかなと思う。繰り返しになるが、この十何万というのは外れ値で、表で見ると件数は少ないが、他の施設の使用料の10倍以上ということである。使用料・手数料の中には含まれるが、利用形態、金額からすると考え方が異なり、これまで含んできたので、ではもし変えたとしたらどういう括りにするかというのは難しいが、考え方として別の角度から考えた方が良くのではと思った。もしそうでなければ、1万円以上を残すという案もやむを得ないという気がしている。

#### 【事務局】

・工場アパートは使用料というには少し特殊なので、別枠で考えた方が良くのではというご意見は検討させていただきたいと思う。方向性として、事務局案1で進めてよろしいということであれば、ここにプラスアルファで1.1倍を加えるという方向性でやらせていただくということであれば再度整理させていただきたいと思う。

#### 【委員】

・この表で月額なのは工場アパートだけである。ということは、この事務局案1に「月額を除く」と書いてしまえば、自動的に月額のものは別扱いということにとれるのではないかと思った。  
・使用料といっても、賃貸借契約に近いようなものはおそらく用途が異なる。基本的には、時間単位で利用者が変わるようなものについては、当然今までのとおりの使用料で良いと思うが、月額単位での賃貸借契約に類するものについては、別途考える。もしかしたら、それは新設が必要かもしれないが、別扱いという方向の方が良いと思った。

#### 【所管課】

・様々な要素を加味しながら使用料を定めることにはなるが、民間施設のようにアセットからのリターン(ROA)を考慮し公共施設の使用料は定めているわけではないことには一考の余地がある。使用と貸付は自治法上区分されており、使用料が行政目的をもった施設の使用にかかるもので、行政目的達成のために自治体は使用料を定めており、例えば、先ほど話題に上がった工場アパートのように、地域産業の育成という行政目的をもって使用料を定める場合と、コミュニティ施設等の使用料と金額のレベル感が変わってくることはありうる。こうしたことを加味して、民間比較、自治体比較で妥当なレベル感か、あるいは行政目的の達成が持続可能となるレベル感か、といった視点を持ってご議論いただくことは重要であると考えている。

#### 【事務局】

・配付資料 5 P20 と 21 の違いについて補足させていただく。土地権利金を含めるということで P21 が入っているが、工場アパートは都営施設の一部であるため、工場アパートを作ったときに土地権利金を東京都に払っている。実際の全体見直しのコストの時には土地権利金を含めて算定するため、P20 と 21 の見方について難しい点があったかと思うので、担当より説明させる。

#### 【事務局】

・今回の資料で、P20 と 21 の 2 パターン出させていただいた理由を説明させていただく。以前お配りした施設毎のシミュレーションは、新地方公会計制度の数値を使うとこういった行政コストになるということをお示ししたものになる。その数値を使って使用料算定したものが P20 になる。しかし、工場アパートは、基本方針において「別途、算定式を定める」とされているものの中に含まれており、土地権利金については、毎年払っているわけではないが、最初に払ったものを割って年額を出し、毎年のコストとして乗せていることから、全体見直しをするときには P21 の数字に近いものとなるため、そちらをお出しの方が参考になるであろうということで、P21 のシートをお出しした。今回、±100 円の差額で見直しをするというこれまでの改定基準を、±10%の差額にするという案を先ほどご承認いただいたところであるが、これは実は、工場アパートも考慮してのものである。委員ご指摘のとおり、工場アパートは額が大きいため、100 円の差額はすぐに出てしまうものになる。それなので、改定基準を 10%にすれば、少し差額が出たとしても、毎回見直す必要はなくなるだろうということで、その点も考慮して 10%とご提案させていただいたところである。

#### 【事務局】

・これまでやってきた 3 年に 1 度の全体見直しのパターンでいけば、P21 の考え方をとるのだろうと認識している。こちらについても現行どおりとすれば、最大で 14,000 円という差額が出ているので、1.1 倍の設定については次回まで引き続き検討させていただく。

#### 【会長】

・激変緩和措置については、少額区分を新設する【事務局案 1】に見直すという方向で審議を進めていきたいと思いますが、算定結果以外の状況を加味するという、あるいはパターン別影響度について、記載の方法というか、説明の仕方というか、そういった文言については、さらに検討したうえで進めていくということによろしいでしょうか。

#### 【全委員】

(了承)

## 9 その他

#### 【事務局】

・本日の配付資料について何点かご報告させていただく。このたび、平成 30 年度決算に基づく統一基準による財務書類が整ったことから、概要として説明した資料とともにお配りさせていただいた。また、それに伴い、新地方公会計制度の数値を活用したシミュレーションについても、平成 29 年度・平成 30 年度決算版として、2 年分の平均を算出したものをお配りした。あわせてお目通し願いたい。

・次回会議の日程は、令和 2 年 12 月 21 日（月）を予定している。正式な通知は、後日あらためてさせていただく。

10 閉会